

## クロアチアへの入国について

2022年4月8日更新  
在クロアチア日本国大使館

1 クロアチアでは、クロアチア国境の通過を禁止・制限する措置が実施されています。この措置は、2022年4月9日から同月30日まで有効です。

この資料では、当該措置の中で日本人のクロアチア入国に関わる主な内容についてご案内しますが、措置は、感染状況等に応じて変更されています。最新の情報については、当館領事メールの[バックナンバー](#)や、[クロアチア内務省のウェブサイト](#)でご確認ください。

2 EU 及びシェンゲン協定加盟国の国民及びその家族、並びに同地域内において長期滞在資格を持つ外国人（日本人を含む）は、EU、または、シェンゲン協定加盟国から直接クロアチアに入国する場合、制限なくクロアチアに入国することができます。

3 それ以外の方（上記2に該当しない外国人、EU またはシェンゲン協定加盟国以外の第三国から入国する方等）は、有効な EU デジタル COVID 証明書を所持していれば、入国が認められます。EU デジタル COVID 証明書を所持していない場合は、以下のいずれかを条件に入国が認められます。

(1) 実施から72時間以内のPCR検査、または、実施から24時間以内のEU加盟国で承認されている抗原検査の陰性証明書の提示。

(2) EU で使用されている新型コロナウイルスワクチン（ファイザー社製（Comirnaty）、モデルナ社製（Spikevax）、アストラゼネカ社製（Vaxzevria）、ガマレヤ社製（Sputnik）、シノファーム社製（BBIBP-CorV）、ノババックス社製（Nuvaxovid）または、WTO が緊急使用を承認している新型コロナウイルスワクチン（セラム社製（Covishield）、バーラト・バイオテック社製（Covaxin）、シノヴァク社製（CoronaVac））を2回接種したことの証明書の提示、または、1回接種型のワクチン（ヤンセン/ジョンソン&ジョンソン社製）を接種したことの証明書の提示。いずれも接種完了後14日後から270日後までのものが有効。また、これらワクチンのブースター接種の証明書も有効。

(3) 新型コロナウイルスに感染し、治癒したことの証明書及び上記(2)に記載されているワクチンを1回接種したことの証明書の提示。ただし、ワクチン接種証明書は、接種から14日後から270日後までのものが有効。

(4) 陽性判明11日後から180日以内のPCR検査またはEUで承認された抗原検査の検査証明書、または、医師が発行した治癒証明書の提示。

(5) クロアチア入国後、ただちにPCR検査、または、抗原検査を受け、陰性結果が出るまで自主隔離する。検査を受けられない場合は、7日間の自主隔離。

4 上記3において、12歳未満の児童は、同行する保護者が上記の入国要件を満たしている場合、児童自身の検査証明等の提出は求められません。

5 クロアチア政府は、入国予定者に対し、ウェブサイト「[Enter Croatia](#)」から人定事項や滞在先等を事前登録するよう推奨しています。